

○宅地造成等規制法施行細則

昭和39年4月24日

規則第32号

宅地造成等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第9条の規定に基づき、宅地造成等規制法施行細則をここに制定する。

宅地造成等規制法施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下「法」という。)、宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「令」という。)及び宅地造成等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以下「規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成18年規則15号〕)

(証明書の様式)

第2条 法第6条第1項及び第2項の証明書の様式は、様式第1号とする。

2 法第6条第2項の知事の許可証の様式は、様式第2号とする。

(許可申請書の添付書類)

第3条 法第8条第1項本文の許可を受けようとする者は、当該工事を施行する土地が他人の所有に係る場合は、許可申請書に当該土地所有者が作成した様式第3号による工事承諾書を添付しなければならない。

(一部改正〔平成18年規則59号〕)

(協議の申出)

第4条 法第11条の規定により、国又は都道府県が、協議を申し出ようとするときは、規則第4条及び前条の規定を準用する。

(一部改正〔平成18年規則59号〕)

(宅地造成工事変更許可申請書等)

第5条 法第12条第1項の許可の申請は、様式第4号による宅地造成工事変更許可申請書によるものとする。

2 法第12条第2項の規定による届出は、様式第5号による宅地造成工事変更届によるものとする。

(追加〔平成18年規則59号〕)

(工事の一部検査)

第6条 知事は、法第8条第1項本文若しくは第12条第1項の許可に係る工事又は同条第2項の規定による届出に係る工事(以下これらを「工事」という。)の一部が完了した場合であつて、その完了した部分に係る宅地が独立して使用に供し得るものであり、かつ、当該宅地を他の部分と分割して使用に供することが災害の防止上支障がないと認めるときは、法第8条第1項本文若しくは第12条第1項の許可を受け、又は同条第2項の規定による届出をした造成主(以下「許可等に係る造成主」という。)の申請により、当該工事の一部について、法第13条第1項の検査を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により検査を行った場合において、当該工事の一部が法第9条第1項の規定に適合していると認めるときは、当該工事の一部について法第13条第2項の検査済証を許可等に係る造成主に交付するものとする。

(一部改正〔平成12年規則24号・18年59号〕)

(地位の承継)

第7条 工事を施行する土地について権原を有している者が許可等に係る造成主である場合において、当該権原を取得した者がいるときは、当該権原を取得した者は、その許可等に係る造成主の地位を承継する。

(全部改正〔平成18年規則59号〕)

(届出)

第8条 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に掲げる届書を、速やかに、知事に提出しなければならない。

工事を中止し、若しくは中止した工事を再開し、又は工事を廃止しようとする場合	許可等に係る造成主	様式第6号による工事中止(再開、廃止)届
法第15条第1項の規定による届出に係る事項を変更しようとする場合	法第15条第1項の規定による届出をした造成主	規則様式第5に準じて作成した届出事項変更届
法第15条第2項の規定による届出に係る事項を変更しようとする場合	法第15条第2項の規定による届出をした者	規則様式第6に準じて作成した届出事項変更届

(全部改正〔平成18年規則59号〕)

(標識の掲示)

第9条 許可等に係る造成主は、当該工事の着手の日から完了の日まで工事現場の見やすい場所に、様式第8号による標識を掲示しなければならない。

(一部改正〔平成18年規則59号〕)

(技術的基準の特例)

第10条 令第15条第1項の規定により、災害の防止上支障がないと認められる土地においては、知事が災害の防止上適当と認めるものの設置をもって令第6条第1項第1号の規定による擁壁の設置及び崖面の被覆に代えることができる。

2 令第15条第2項の規定による技術的基準の強化又は付加は次のとおりとする。

(1) 谷筋等の傾斜地において災害の発生をもたらすおそれのある盛土は避けること。ただし、やむを得ず盛土を行う場合は、知事が適当と認める災害防止施設を設置すること。

(2) 令第13条第3号の規定による管渠きよの勾配及び断面積を決定する場合における計画流量の算定は、次に定める数値を用いて行うこと。

ア 工事を施行する土地の近傍雨量観測所における30年確率10分間降雨量とする。

イ 流出係数は、0.9とする。

(一部改正〔平成18年規則59号〕)

(工事の計画に関する書面の交付の請求)

第11条 規則第30条に規定する書面の交付を請求しようとする者は、様式第9号による宅地造成工事計画に関する証明書交付請求書を知事に提出しなければならない。

(追加〔平成11年規則55号〕、一部改正〔平成12年規則24号・18年15号・59号〕)

(申請書等の提出)

第12条 法、令、規則又はこの細則の規定に基づき、知事に提出する書類は、正本1通及び副本3通とする。

(一部改正〔昭和40年規則7号・平成11年55号・12年24号〕)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和40年3月2日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年6月25日規則第48号)

1 この規則は、昭和50年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 法第15条第2項の規定に基づき、昭和47年5月31日までに知事が勧告をした宅地に係る施行日以降の処分については、この規則による改正後の宅地造成等規制法施行細則第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成3年3月30日規則第30号抄)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月10日規則第5号)
この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月29日規則第25号)
この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月31日規則第24号抄)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年4月30日規則第55号)
この規則は、平成11年5月1日から施行する。

- 附 則(平成12年3月31日規則第24号)
- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際改正前の宅地造成等規制法施行細則の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後の宅地造成等規制法施行細則の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。

- 附 則(平成13年3月30日規則第27号抄)
- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

- 附 則(平成18年3月24日規則第15号)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際現に改正前の宅地造成等規制法施行細則の規定及び様式により提出されている申請書は、改正後の宅地造成等規制法施行細則の相当する規定及び様式により提出された請求書とみなす。

- 附 則(平成18年9月30日規則第59号)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際現に改正前の宅地造成等規制法施行細則(以下「旧規則」という。)の様式により交付されている身分証明書は、改正後の宅地造成等規制法施行細則(以下

「新規則」という。)の様式による身分証明書が交付されるまでの間は、新規則の様式により交付された身分証明書とみなす。

- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定及び様式により提出されている請求書は、新規則の相当する規定及び様式により提出された請求書とみなす。

附 則(平成22年3月31日規則第18号抄)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月1日規則第4号)

- 1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日(令和元年7月1日)から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和3年3月26日規則第5号)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

(一部改正〔昭和50年規則48号・平成18年59号〕)

(表)

身分証明書		8.3センチメートル
職氏名	第 号 年 月 日生	
上記の者は、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第4条第1項、第5条第1項又は第18条第1項の規定により測量、調査、障害物の伐除、試掘等又は検査を行うため、他人の占有する土地に立ち入る権限を有するものであることを証明する。		

年 月 日	静岡県知事 印
-------	---------

5.8センチメートル
(裏)

注意事項
1 宅地造成等規制法第4条第1項、第5条第1項又は第18条第1項の規定により測量、調査、障害物の伐除、試掘等又は検査を行うため、他人の占有する土地に立ち入るときは、この証明書を携帯しなければならない。
2 職権に基づき他人の土地に立ち入る際に関係人の請求があった場合においては、この証明書を提示しなければならない。

様式第2号(第2条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(一部改正〔昭和50年規則48号・平成3年30号・6年5号・18年59号・令和元年4号〕)

許可証

第 号
被許可者 氏名

宅地造成等規制法第5条第1項の規定により、次のとおり許可する。

年 月 日

静岡県知事 印

行為年月日	年 月 日	(午前・午後) 時から
		(午前・午後) 時まで
行為場所	静岡県 郡町 市	番地
行為目的		
行為内容		

様式第3号(第3条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(一部改正〔昭和50年規則48号・平成3年30号・6年5号・18年59号・令和元年4号・3年5号〕)

工事承諾書

年 月 日

様

土地所有者

住所 法人にあつては、その主たる事務所の所在地

氏名 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名

あなたが、私の所有する土地について、宅地造成に関する工事を施行することを承諾します。

土地の所在					面積
郡市	町	大字	字	番地	
				外筆	平方メートル
工事内容					
工事期間					
その他					

様式第4号(第5条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(全部改正 [平成18年規則59号]、一部改正 [令和元年規則4号・3年5号])

宅地造成工事変更許可申請書

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

造成主

住所 法人にあつては、その主たる事務所の所在地

氏名 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名

次のとおり宅地造成工事の変更をしたいので、宅地造成等規制法第12条第1項の規定による許可を申請します。

変更に係る事項	
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	

許可の年月日及び番号	年	月	日
	第	号	

様式第5号(第5条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(全部改正 [平成18年規則59号]、一部改正 [平成22年規則18号・令和元年4号・3年5号])

宅地造成工事変更届

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

造成主

住所 法人にあっては、その主たる事務所の所在地

氏名 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

次のとおり宅地造成工事の変更をしたので、宅地造成等規制法第12条第2項の規定により届け出ます。

変更に係る事項		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
許可の年月日及び番号		年 月 日 第 号

※受付欄		※供覧欄	担当課	課長	課員	
土木事務所	担当課					
			事務所	所長	課長	課員
			土木			

(注) ※印欄は、記入しないでください。

様式第6号(第8条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(一部改正〔昭和40年規則7号・50年48号・平成3年30号・6年5号・11年24号・12年24号・18年59号・22年18号・令和元年4号・3年5号〕)

工事中止	再開 廃止	届
------	----------	---

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

		住所	法人にあっては、その主たる事務所の所在地
	造成主		
		氏名	法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

次のとおり宅地造成に関する工事を中止(再開、廃止)したいので、届け出ます。

中止(再開、廃止) の理由	
中止(再開・廃止) しようとする年月日	年 月 日
許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号

※受付欄		※供覧欄	担当課	課長	課員	
土木事務所	担当課					
			事務所 土木	所長	課長	課員

(注)※印欄は、記入しないでください。

様式第7号 削除

(〔平成18年規則59号〕)

様式第8号(第9条関係)

(一部改正 [昭和50年規則48号・平成3年30号])

◆イメージ有り◆

様式第9号(第11条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(全部改正 [平成18年規則59号]、一部改正 [令和元年規則4号・3年5号])

宅地造成工事計画に関する証明書交付請求書			
		年 月 日	
静岡県知事 氏名 様			
請求者	住所	法人にあつては、その主たる事務所の所在地	
	氏名	法人にあつては、その名称及び代表者の氏名	
宅地造成等規制法施行規則第30条の規定により、次のとおり工事の計画が宅地造成等規制法第8条第1項又は第12条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付を請求します。			
	建築しようとする宅地の所在及び地番		
	宅地造成等規制法上の許可を受けた者の氏名又は名称		
	宅地造成等規制法上の許可を受けた年月日及び番号		
	備考		
※ 第 号			
上記のとおり宅地造成等規制法第8条第1項又は第12条第1項の規定に適合していることを証明する。			
年 月 日			
静岡県知事 氏名 印			

(注)

- 1 宅地造成等規制法第8条第1項ただし書の規定に該当する場合は、その旨を備考欄

に記入してください。

2 ※印欄は、記入しないでください。